○茅野市永明寺山公園墓地管理規則

平成25年12月26日
規則第34号
改正　平成26年11月21日規則第21号
平成29年３月30日規則第５号
令和３年３月29日規則第２号
令和３年５月28日規則第16号
令和６年３月28日規則第７号
令和７年11月28日規則第34号

茅野市永明寺山公園墓地管理規則（平成17年茅野市規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、茅野市永明寺山公園墓地条例（平成25年茅野市条例第33号。以下「条例」という。）第36条の規定に基づき、茅野市永明寺山公園墓地の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「統一聖地」とは、一定の規格による碑石等を建設する聖地をいう。

(2)　「自由聖地」とは、聖地使用者が自由に碑石等を建設する聖地をいう。

（統一聖地の施設）

第３条　条例第11条第３項に定める基準は、別表のとおりとする。

２　前項の規定は、葬儀により設置した墓標については埋葬の日から１年間は適用しない。

（自由聖地の使用制限）

第４条　自由聖地の使用は、条例第20条に規定する公共事業等で墓地を移転する必要が生じた場合であって、あらかじめ市長の許可を受けたものでなければならない。

（万霊聖地の使用等）

第５条　万霊聖地は、茅野市福祉事務所長が使用することができる。

２　前項の場合の管理料は、免除する。

（使用許可の申請）

第６条　条例第７条第１項に規定する申請は、永明寺山公園墓地使用許可申請書（様式第１号）に、聖地申請者の住民票の写しを添付して行わなければならない。

２　条例第23条第１項に規定する申請は、前項に定める申請書に、合葬式墓地申請者の住民票の写し及び合葬式墓地申請者と被埋蔵者が異なる場合においては被埋蔵者の住民票の除票の写しを添付して行わなければならない。

（使用許可）

第７条　条例第７条第１項及び第23条第１項の使用許可は、永明寺山公園墓地使用許可証（様式第４号。以下「許可証」という。）によるものとする。

（許可証の再交付申請）

第８条　聖地使用者及び合葬式墓地使用者は、許可書を紛失し、又は汚損したときは、永明寺山公園墓地使用許可証再交付申請書（様式第５号）に、住民票の写しを添付して申

請しなければならない。

（管理人、連帯保証人及び立会人の選定）

第９条　条例第７条第３項に規定する管理人、条例第９条第２項に規定する連帯保証人及び条例第23条第３項に規定する立会人を定めた者は、第６条第１項に定める申請書に管理人、連帯保証人又は立会人の住民票の写し及び印鑑証明書を添付して申請するものとする。

２　管理人は、市内に住所を有する者でなければならない。ただし、聖地が既使用聖地であって、やむを得ない理由により市内に住所を有する者を管理人として定められないと市長が認めたときは、岡谷市、諏訪市、下諏訪町、富士見町又は原村に住所を有する者を管理人として定めることができる。

３　連帯保証人は、市内に住所を有する者でなければならない。

（使用の承継申請）

第10条　条例第12条及び第28条に規定する使用承継許可申請は、永明寺山公園墓地使用承継許可申請書（様式第６号）に許可証、住民票の写し、戸籍謄本等を添付して行わなければならない。

２　前項の規定により、市外に住所を有する者が申請の手続を行う場合は、新たに管理人を定めるものとし、その手続きについては、前条第１項及び第２項の規定を準用する。

（聖地使用者等の変更届）

第11条　聖地使用者及び合葬式墓地使用者は、住所、氏名、管理人等を変更したときは、永明寺山公園墓地使用変更届出書（様式第７号）に、変更後の住民票の写し等変更事項を証明する書類を添付して届け出なければならない。

（工事施工手続等）

第12条　使用の許可を受けた聖地に施設の新設又は改修をしようとする聖地使用者は、永明寺山公園墓地内工事着手（完了）届出書（様式第８号）に設計書等の書類を添付して市長に届出をし、承認を受けなければならない。工事が完了したときも同様とする。

２　聖地使用者は、工事の施行等によって使用許可を受けた聖地以外の場所を使用したときは、工事の終了後直ちに使用場所を原状に復し、市長の承認を受けなければならない。

（使用聖地変更等の禁止）

第13条　聖地使用者は、市の設置した境界杭、縁石等を移動し、若しくは撤去し、又は土盛り等により聖地を高くし、若しくは囲いをしてはならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（埋蔵等の届出）

第14条　聖地使用者及び合葬式墓地使用者は、焼骨を埋蔵し、又は改葬しようとするときは、市長に埋葬・火葬許可証を提出しなければならない。

（焼骨の容器に係る基準）

第15条　条例第27条第３項に定める焼骨の容器の基準は、次のとおりとする。

(1)　幅22センチメートル以下、高さ26センチメートル以下、奥行き22センチメートル以下であること。

(2)　材質は、陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。

(3)　箱等の外装を施していないこと。

（石板）

第16条　市長は、合葬式墓地使用者に、被埋蔵者の氏名等を刻むための石板（以下「石板」という。）を交付するものとする。

２　市長は、合葬式墓地使用者が希望するときは、石板を合葬式墓地内に設置する掲示場に掲示するものとする。

３　被埋蔵者の氏名等は、合葬式墓地使用者が石板に刻むものとし、これに要する費用は、合葬式墓地使用者の負担とする。

４　石板には、次のいずれかに該当するものを刻み、又は表示してはならない。

(1)　宗教に関するもの

(2)　公序良俗に反するもの

(3)　その他公園墓地の管理上不適当と認められるもの

（返還手続等）

第17条　条例第13条並びに第29条第１項及び第２項の規定により、聖地を返還し、又は合葬式墓地の使用を中止するときは、永明寺山公園墓地返還届出書（様式第９号）により行わなければならない。この場合において、条例第14条又は第30条の規定により使用料の還付を受けることができるときは、永明寺山公園墓地使用料還付請求書（様式第10号）を添付して届け出なければならない。

（公園墓地内の営業）

第18条　条例第34条に規定する公園墓地内における営業許可の申請は、永明寺山公園墓地内営業許可申請書（様式第11号）により行わなければならない。

２　条例第34条の許可は永明寺山公園墓地内営業許可証（様式第12号）によるものとする。

（補則）

第19条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年11月21日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月30日規則第５号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月29日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年５月28日規則第16号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則（令和６年３月28日規則第７号）

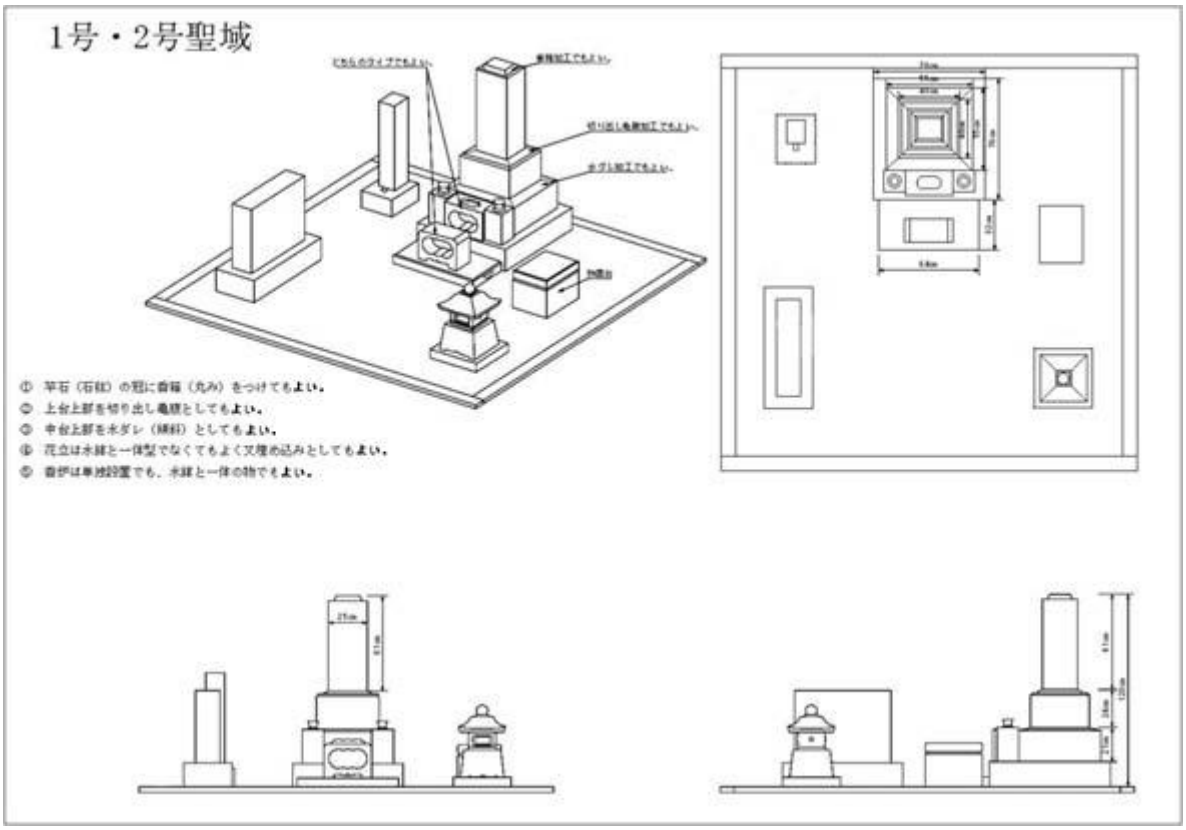
この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年11月28日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

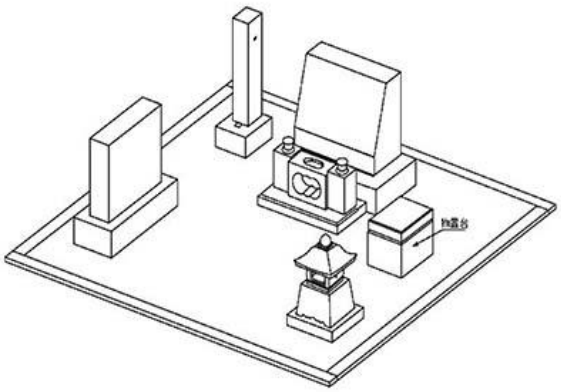
別表（第３条関係）

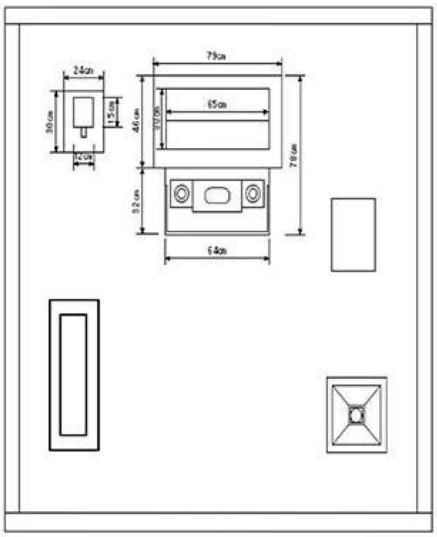
施設基準その１



施設基準その２

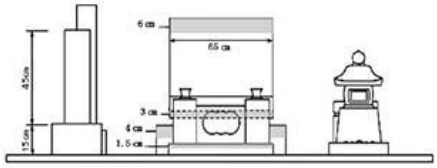
3号～7号聖域

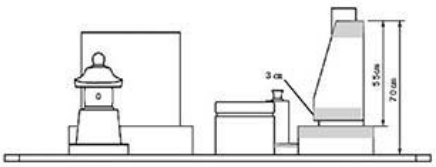




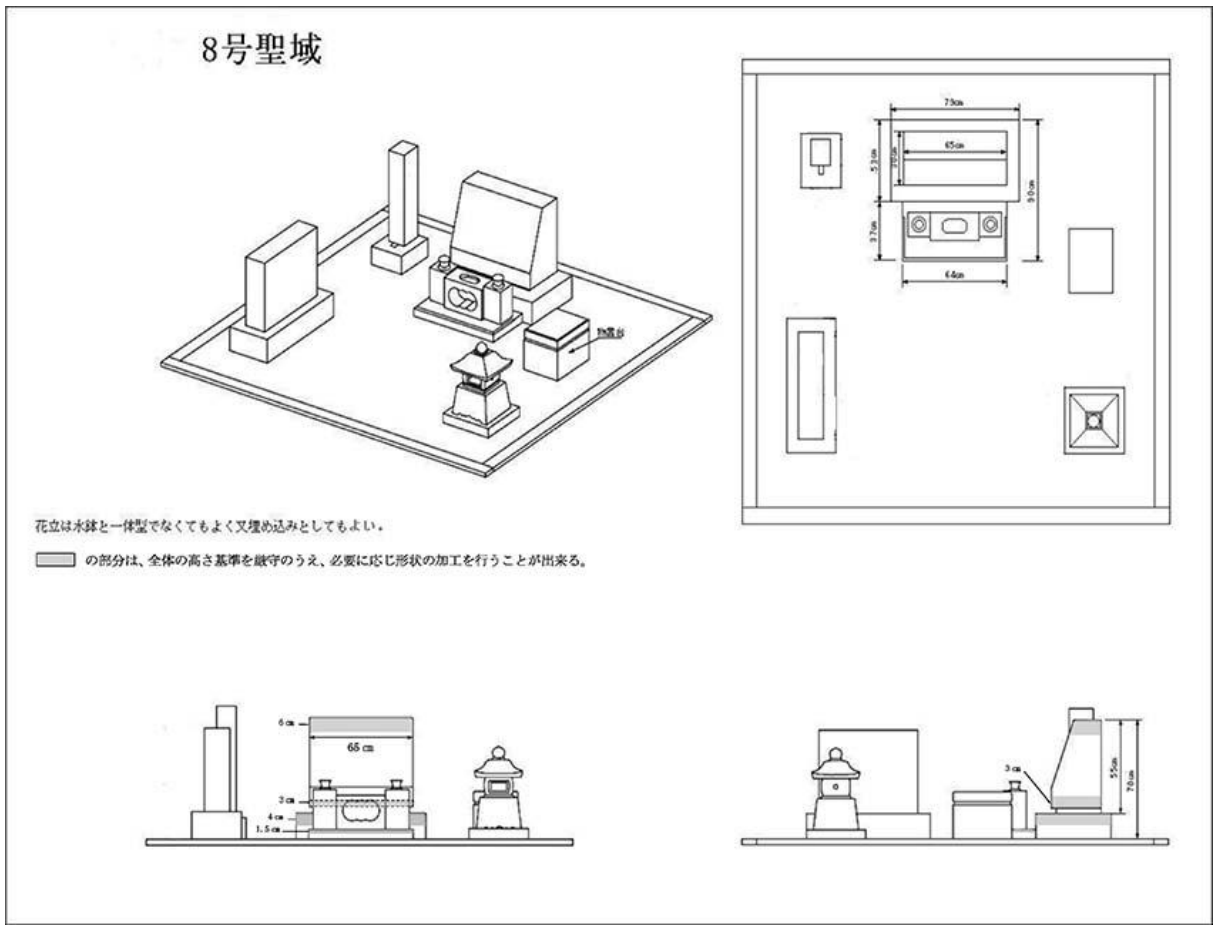
花立は水鉢と一体型でなくてもよく又埋め込みとしても良い。

□ の部分は、全体の高さ基準を厳守のうえ、必要に応じ形状の加工を行うことが出来る。





施設基準その３


8号聖域
花立は水鉢と一体型でなくてもよく又埋め込みとしてもよい。
の部分は、全体の高さ基準を厳守のうえ、必要に応じ形状の加工を行うことが出来る。
65 cm

施設基準その４

施設	基準	
骨堂	地下に埋蔵し、地表に出ないもの	
植栽	１号、２号聖域	高さ150センチメートル以下のツツジ類、ドウダン、八手、玉イブキ、芝ツゲ、芝等で霊園の風致を害さないもの
	３号～８号聖域	高さ70センチメートル以下のツツジ類、ドウダン、八手、玉イブキ、芝ツゲ、芝等で霊園の風致を害さないもの
墓誌	高さ	地表から60センチメートル以下。ただし、墓誌の高さ45センチメートル以下
	幅	76センチメートル以下。ただし、墓誌の幅61センチメートル以下
	奥行き	31センチメートル以下。ただし、墓誌の奥行き15センチメートル以下
灯籠	高さ	地表から45センチメートル以下
	幅	45センチメートル以下
	奥行き	45センチメートル以下
塔婆立て	高さ	地表から85センチメートル以下
	幅	24センチメートル以下。ただし、塔婆立の幅12センチメートル以下
	奥行き	30センチメートル以下。ただし、塔婆立ての奥行き15センチメートル以下
その他	１号、２号聖域	碑石は平形
	墓誌の位置は、碑石に向かって左側、灯籠の位置は、碑石に向かって右側に設置する。 物置石の設置は認める。 玉石、敷石は認める。ただし、聖地の枠からはみ出さないものとする。 地蔵の設置は認める。ただし、地表から60センチメートル以下。 基本的に１体とし、位置は、碑石に向かって右側とする。	

様式第１号（第６条関係）

永明寺山公園墓地使用許可申請書

（宛先）茅野市長

年　　月　　日

申請者	本　籍	
	住　所	
	氏　名	㊞
	連絡先	

下記のとおり、永明寺山公園墓地を使用したいので申請します。

◌ 墓地区画の申し込み

聖域番号	号		聖地番号	の
聖地管理人 （申請者の住所が茅野市外の場合）	本　籍			
	住　所			
	氏　名	㊞　（実印）		
	申請者との関係		電話番号	
添付書類	・申請者　（１）住民票の写し ・聖地管理人　（１）住民票の写し　（２）印鑑登録証明書			

◌ 合葬式墓地共同埋蔵場所の申し込み　◌ 合葬式墓地個別埋蔵場所の申し込み

被埋蔵者	本　籍			
	住　所			
	氏　名		申請者との関係	
立　会　人 （申請者と被埋蔵者が同一の場合）	本　籍			
	住　所			
	氏　名	㊞　（実印）		
	申請者との関係		電話番号	
添付書類	・申請者　（１）住民票の写し ・被埋蔵者　（１）住民票の除票の写し(申請者と同じ場合は不用) ・立会人　（１）住民票の写し　（２)印鑑登録証明書			

上記の申請を許可してよろしいでしょうか。			受付番号	第　　号
課　長	係　長	係	受　付　日	年　月　日
			起　案　日	年　月　日
			決　裁　日	年　月　日
聖　地	許　可　番　号	第　　号	使　用　料	円
			予　納　金	円
合葬式墓地	共同埋蔵場所許可番号	第　　号	使　用　料	円
	個別埋蔵場所許可番号	第　　号	使　用　料	円

様式第４号（第７条関係）

永明寺山公園墓地使用許可証

年　　月　　日

茅野市長　　印

茅野市永明寺山公園墓地条例により、下記のとおり公園墓地の使用を許可します。

<table>
<tr><td rowspan="3">申請者</td><td>本　籍</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理人
（立会人）</td><td>住　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用場所</td><td>聖　地</td><td>許可番号</td><td>第　　号</td><td>聖域番号</td><td>　　号</td><td>聖地番号</td><td>の</td></tr>
<tr><td>合葬式墓地</td><td>共同埋蔵場所
許可番号</td><td colspan="2">第　　号</td><td>個別埋蔵場所
許可番号</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">使　用　料</td><td colspan="2">円</td><td>管理料</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

様式第５号（第８条関係）

永明寺山公園墓地使用許可証再交付申請書

年　　月　　日

（宛先）茅野市長

申請者	住　所	
	氏　名	
	連絡先	

下記の使用許可証については、紛失（汚損）したので再交付してください。

使用場所

◌	聖　地	許可番号	第　　号	聖域番号	号	聖地番号	の
◌	合葬式墓地	共同埋蔵場所許可番号	第　　号	個別埋蔵場所許可番号		第　　号	

※使用許可証を汚損したためにこの申請書を提出する場合は、汚損した使用許可証を添えてください。

様式第６号（第１０条関係）

永明寺山公園墓地使用承継許可申請書

年　　月　　日

（宛先）茅野市長

申請者	住　所	
	氏　名	
	連絡先	

下記のとおり、聖地又は合葬式墓地の使用権を承継したいので申請します。
なお、承継手続きは、申請者の責任において行われるものであり、他日異議を申し立てる者が現れた場合には、申請者の責任もしくは家庭裁判所の調停をもって履行するものとします。

◌	聖　地	許可番号	第　　号	聖域番号	号	聖地番号	の
◌	合葬式墓地	共同埋蔵場所許可番号	第　　号	個別埋蔵場所許可番号		第　　号	

使　用　者 (使用許可を受けた者)	住　　所			
	氏　　名			
承継する理由	１．死亡　２．養子縁組　３．婚姻　４．離婚　５．高齢　６．その他			
承　継　者	本　　籍			
	住　　所			
	氏　　名	㊞		
	使用者との関係		電話番号	
添付書類	（１）使用許可証　　（２）承継者の個人住民票の写し（本籍記載のもの） （３）承継者の戸籍（謄・抄）本の写し　※使用者と承継者の関係が分かるもの			

上記の申請を許可してよろしいでしょうか。			受付番号	第　　号
課　長	係　長	係	受　付　日	年　　月　　日
			起　案　日	年　　月　　日
			決　裁　日	年　　月　　日
備　考			通　知　日	年　　月　　日

様式第７号（第１１条関係）

永明寺山公園墓地使用変更届出書

年　　月　　日

（宛先）茅野市長

届出者	住　所	
	氏　名	㊞
	連絡先	

下記のとおり、変更したので届出ます。

◌	聖　地	許可番号	第　　号	聖域番号	号	聖地番号	の
◌	合葬式墓地	共同埋蔵場所許可番号	第　　号	個別埋蔵場所許可番号	第　　号		

◌	住所変更	変更前		
		変更後		
		添付書類	(1)使用許可証　(2)住民票の写し(本籍記載のもの、市内転居の場合は添付不用)	
◌	聖地管理人の選定（使用者が市外に転出した場合）	住　所		
		氏　名	㊞　(実印)	
		添付書類	(1)使用許可証　(2)管理人の住民票の写し(本籍記載のもの) (3)管理人の印鑑登録証明書	
◌	聖地管理人の変更（合葬式墓地の場合は立会人の変更）	前聖地管理人（前立会人）	住　所	
			氏　名	
		新聖地管理人（新立会人）	住　所	
			氏　名	㊞　(実印)
		添付書類	(1)使用許可証　(2)新聖地管理人(立会人)の住民票の写し(本籍記載のもの) (3)新聖地管理人(立会人)の印鑑登録証明書	

上記の届出内容で変更手続してよろしいでしょうか。			受付番号	第　　号
課　長	係　長	係	受付日	年　月　日
			起案日	年　月　日
			決裁日	年　月　日
備　考			通知日	年　月　日

様式第８号（第１２条関係）

永明寺山公園墓地内工事着手（完了）届出書

の着手をしたいので

下記のとおり、工事　　承認されるよう届けます。

が完了したので

年　　月　　日

（宛先）茅野市長

使用者（管理人）　住　所

氏　名

聖域番号　　号聖域番号　　の		許可番号	第　　号
使用聖地以外の使用場所		工事期間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
工事の概要			
工事の請負者	住　所 氏　名		
添付書類	着手届のときに添付する書類 （１）設計書　　（２）使用許可証の写し		

上記の届について承認してよろしいでしょうか。			受　付	年　月　日
			起　案	年　月　日
課　長	係　長	係	決　裁	年　月　日
			台帳記入	年　月　日
			承認書交付	年　月　日
			受付番号	

様式第９号（第１７条関係）

永明寺山公園墓地返還届出書

年　　月　　日

（宛先）茅野市長

届出者	住　所	
	氏　名	
	連絡先	

下記のとおり、聖地又は合葬式墓地を返還したいので、茅野市永明寺山公園墓地条例の規定を承諾の上届け出ます。

返還場所	聖　地	許可番号	第　　号	聖域番号	号	聖地番号	の
	合葬式墓地	共同埋蔵場所 許可番号	第　　号	個別埋蔵場所 許可番号		第　　号	
使用の状況	使用　　・　　未使用						
返還理由	１．他の墓地の確保ができたため						
	２．転居による永住地の変更のため						
	３．不必要となったため						
	４．その他（　　）						
添付書類	(1)使用許可証						

上記の届出内容で返還手続してよろしいでしょうか。			受付番号	第　　号
課　長	係　長	係	受　付　日	年　　月　　日
			起　案　日	年　　月　　日
			決　裁　日	年　　月　　日
返還対象使用料	円		通　知　日	年　　月　　日
返　還　率			返　還　額	円

様式第１０号（第１７条関係）

永明寺山公園墓地使用料還付請求書

年　　月　　日

（宛先）茅野市長

申請者	住　所	
	氏　名	
	連絡先	

永明寺山公園墓地使用料還付金を下記のとおり、請求します。

請求金額	円

振込先	金融機関名	支　店　名	口　座　番　号		口　座　名　義　人
			普・当		(フリガナ)

使用料還付金の受領については、上記口座名義人に委任します。

申請者氏名　　㊞

様式第１１号（第１８条関係）

永明寺山公園墓地内営業許可申請書

下記のとおり永明寺山公園墓地内で営業したいので許可されるよう申請します。

年　　月　　日

（宛先）茅野市長

申請者　　住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

許可の期間	自　　年　月　日　　至　　年　月　日
営業の方法	
営 業 品 目	

上記の申請について許可してよろしいでしょうか。

課　長	係　長	係	受　付	年　月　日
			起　案	年　月　日
			決　裁	年　月　日

備　考

様式第１２号（第１８条関係）

永明寺山公園墓地内営業許可証

第　　号

年　　月　　日

茅野市長　　印

年　　月　　日付申請のあった公園墓地内営業について次のとおり許可する。

申請者	住　所 （所在地）	
	氏　名 （名称）	
営業品目		
許可期限		
許可の条件		